

(1) 申請資格要件について

コンソーシアム構成団体は、次の申請格要件を確認し、将来においても下記 1～11 に該当しないことを誓約します。

また、JANPIA が必要と判断した場合には、提出した役員名簿上の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

- ① 実行団体に対して助成を行う団体
- ② JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制等を備え、公正かつ適確に業務を遂行できる団体
- ③ 国外を活動範囲に含む場合は国内に主な活動拠点がある日本の法人

以上に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 3 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。5において同じ。）
- 5 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- 6 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 7 指定活用団体の指定、資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- 8 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 9 ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 10 独立行政法人及び国立大学法人
- 11 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体
 - ※（設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか）、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。）
- 12 JANPIA の役員及び審査委員が役員に就いている団体、又は過去にこれらの者が役員に就いており退任後6か月間を経過していない団体

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。